新潟県企業局管理規程第３号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年３月28日

新潟県企業管理者　　早　福　　弘

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（用語の意義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3)　（略）
(4)　固定資産　財務規程第107条に規定する固定資産（建設仮勘定、建設準備勘定、除却仮勘定及び投資その他の資産を除く。）をいう。
(5)～(11)　（略）

（取得価額）
第11条　固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。
(1)～(3)　（略）
(4)　無償譲受けその他により取得した固定資産であつて取得額の不明のものについては、公正な評価額

別表第２（第26条関係）
行政財産使用料の基準
<table><tr><th>区分</th><th>使用の種類</th><th>単位</th><th>使用料（単位　円）</th></tr><tr><td rowspan="4">土地</td><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">電気通信施設その他これに類するもの以外のもの</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>使用許可期間が１月未満の場合</td><td>固定資産原簿の帳簿原価の100分の５に相当する額に12分の１を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>建物</td><td colspan="3">固定資産原簿の帳簿原価の1,000分の６に土地使用料相当額の12分の１（借地については企業局が負担している地代相当月額）を加算した額に1.08を乗じて得た額を月額とする。</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>備考　（略）</td><td>（用語の意義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3)　（略）
(4)　固定資産　財務規程第107条に規定する固定資産（建設仮勘定、建設準備勘定、除却仮勘定、投資及び基金を除く。）をいう。
(5)～(11)　（略）

（取得価額）
第11条　固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。
(1)～(3)　（略）
(4)　無償譲受けその他により取得した固定資産であつて取得額の不明のものについては、適正な見積価額

別表第２（第26条関係）
行政財産使用料の基準
<table><tr><th>区分</th><th>使用の種類</th><th>単位</th><th>使用料（単位　円）</th></tr><tr><td rowspan="4">土地</td><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">電気通信施設その他これに類するもの以外のもの</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>使用許可期間が１月未満の場合</td><td>固定資産原簿の帳簿原価の100分の５に相当する額に12分の１を乗じて得た額に1.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>建物</td><td colspan="3">固定資産原簿の帳簿原価の1,000分の６に土地使用料相当額の12分の１（借地については企業局が負担している地代相当月額）を加算した額に1.05を乗じて得た額を月額とする。</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>備考　（略）</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。